

# 生垣設置費用の一部を助成します！

守谷市では緑豊かな街並みの創出を目指し、新たに生垣を設置する場合に、その費用の一部を助成しています。

緑豊かな家づくりのために生垣を設置してみませんか？

## 補助金額

生垣植栽費及び生垣の設置を目的とする植栽柵設置費用の1/2  
(上限15万円。1000円未満は切り捨て。)

例

生垣植栽費

135,000円 (見積金額) × 2分の1 = 67,500円 → 補助金額は67,000円

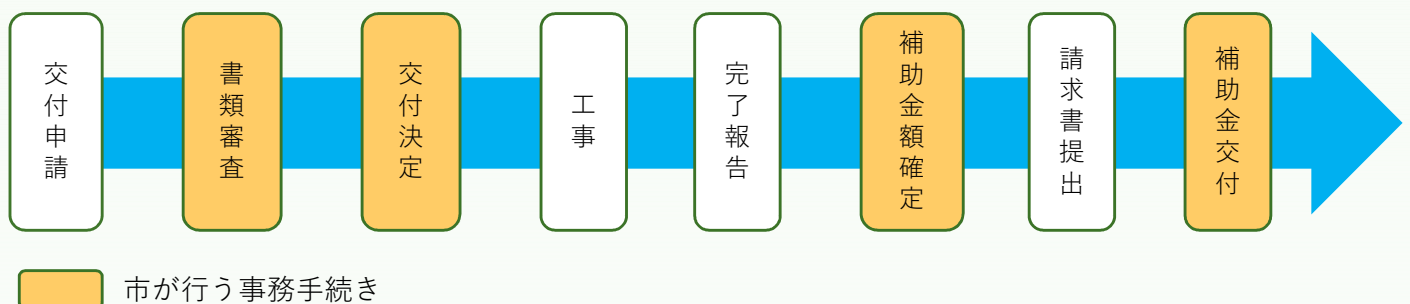
## 補助対象者

市内の居住を目的とする住宅の敷地に設置する個人の方 (分譲又は賃貸目的は除く)

新築もしくはブロック塀等を撤去し新しく生垣を設置する方など

※詳しくはお問い合わせください

## 手続きの流れ



※申請から交付決定まで2週間程度かかります。  
また、決定前に市の職員が予定地の現地確認を行います。  
交付決定前に着工した場合、補助金の交付はできません。

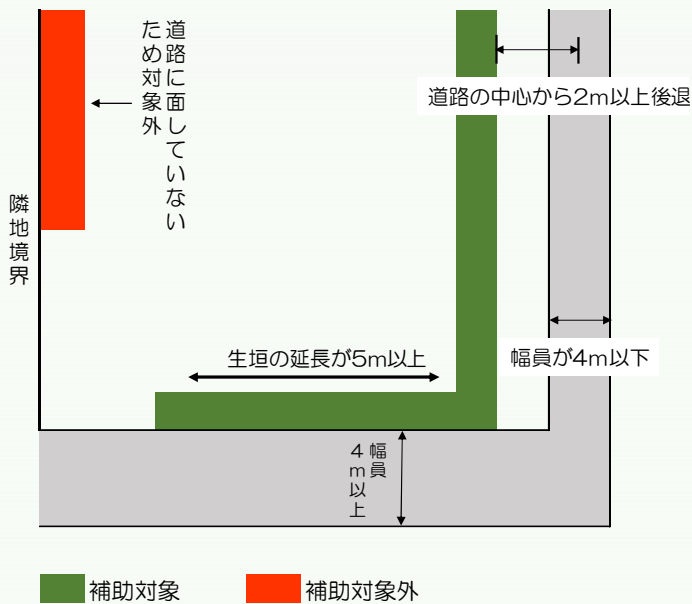
※工事は申請をした年度の2月末までに完了させてください。

※請求書は補助金額確定通知書を受取後すみやかに提出してください。  
特に年度末直前ですと、補助金を交付できなくなる場合があります。

➡ 補助対象については裏面をご確認ください。

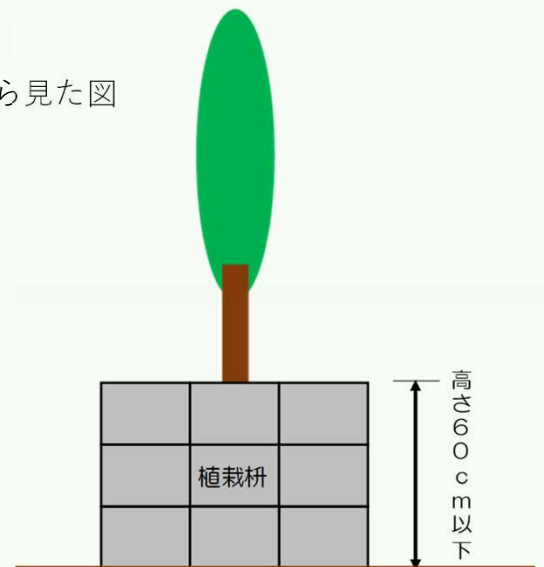
## 補助の条件

公共道路に面し、その延長が5m以上のもの  
(道路幅員が4m未満の場合、その中心線から  
2m以上後退させること)

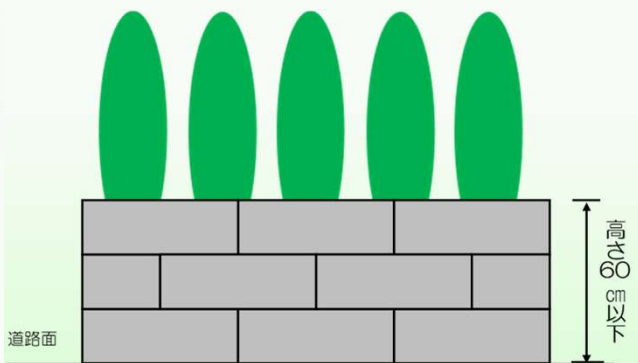


敷地面から60cmを超える植栽柵の上に  
設置しないこと

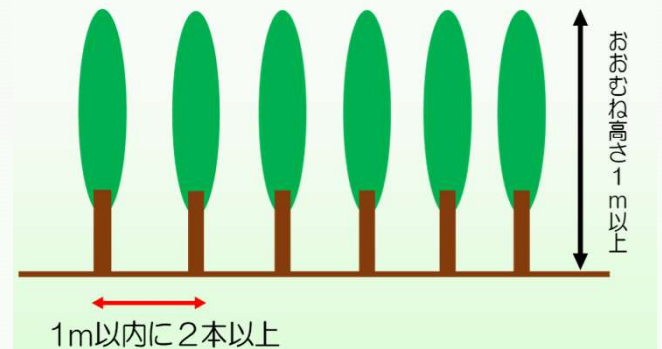
横から見た図



公共道路に面して、60cmを超える柵が  
設置されていないこと



樹木の高さがおおむね1m以上で  
延長1mにつき2本以上植栽すること



## ご注意

- ・ **交付決定前に着工していた場合、補助対象になりません。**必ず**着工前**に市にご相談の上、交付申請を行ってください。
- ・ 設置後5年間は生垣として活用し、良好な状態を保持してください。
- ・ 予算額に達し次第、予告なしに受付を終了する場合があります。

## お問い合わせ先

守谷市 都市計画課 交通政策・景観G  
TEL：0297-45-1111 FAX：0297-45-2804  
メールアドレス：toshikei@city.moriya.ibaraki.jp